

## 水道週間図画作品展最優秀賞



久留米市立城島小学校 樋口舞さん

## 久留米市水道事業の概要

久留米市企業局水道ガス部

2006/6/29

## 水道事業

水道

導管により人の飲用水を供給する

水道事業

一般の需要に応じて水道により  
人の飲用に適する水として供給する事業  
給水人口が100人を超えるもの

上水道事業: 給水人口5,001人以上  
(地方公営企業法の適用を当然に受ける)

簡易水道事業: 給水人口5,000人以下  
(地方公営企業法の適用を受けない)

3

## 水道事業の目的

水道事業

水道を  
計画的に  
整備

水道法第1条  
この法律の目的

水の供給

清浄

豊富 低廉

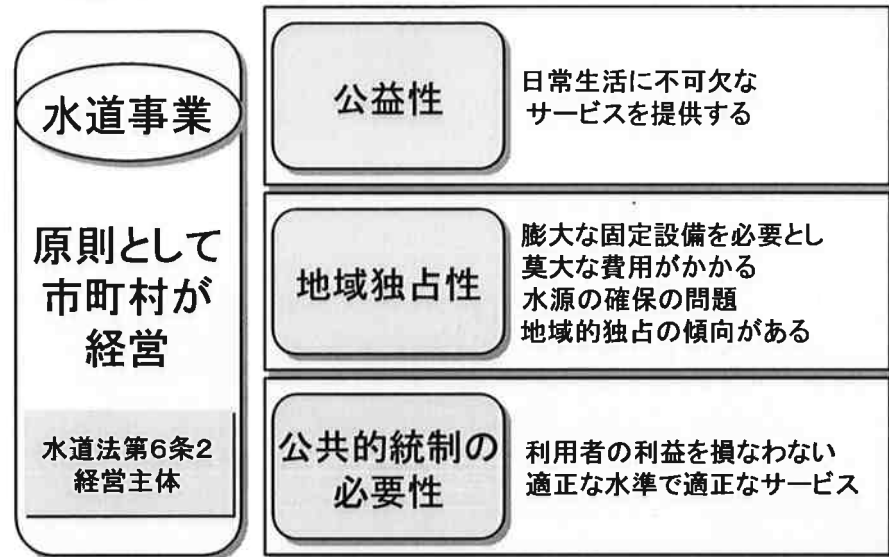
目的

公衆衛生  
の向上

生活環境  
の改善

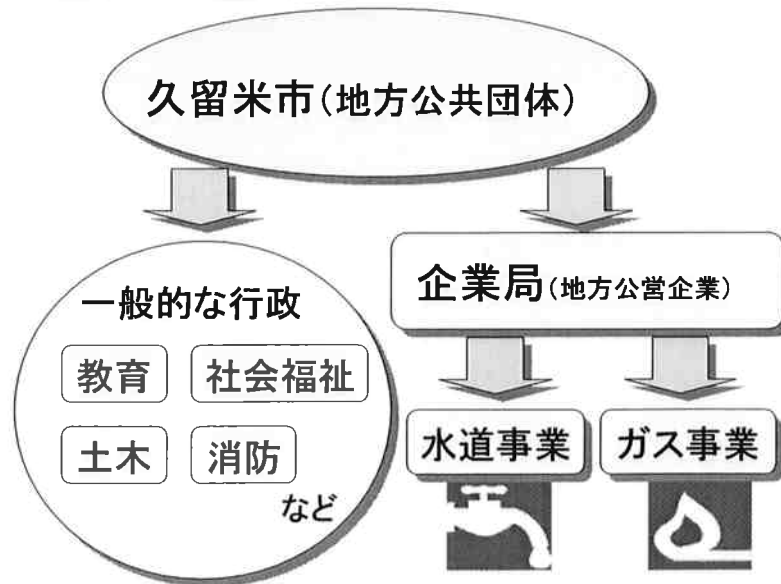
4

## 水道事業の事業主体



5

## 久留米市企業局



6

## 地方公営企業

### 地方公営企業

地方公共団体が  
経営する企業

実施する事業

• 公益性があっても民間企業では  
参入が難しい事業

• 採算性が低くとも住民の生活に  
不可欠な事業

• 行政の政策に必要な事業のうち  
独立採算で実施できる事業

7

## 水道事業経営の原則

地方公営企業法第3条  
経営の基本原則

水道事業の  
経営

地方公営企業

久留米市企業局

経済性

公共性

8

## 水道事業経営の原則(経済性)

地方公営企業法第3条  
経営の基本原則

地方公営企業

久留米市企業局

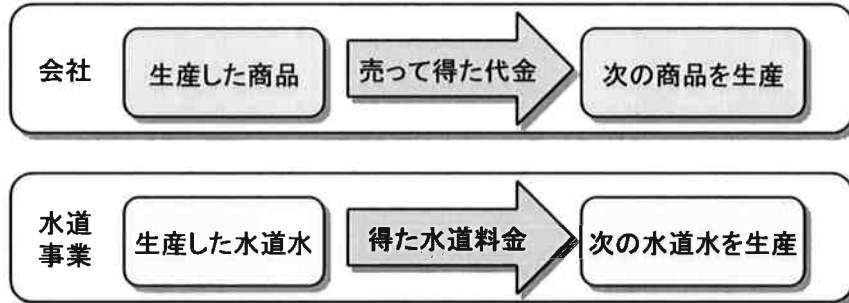
経済性

常に企業の経済性を発揮する

合理性

能率性

企業性



9

## 水道事業経営の原則(公共性)

地方公営企業法第3条  
経営の基本原則

地方公営企業

久留米市企業局

公共性

公共の福祉を増進する

サービスの質の向上

安全な水の安定供給

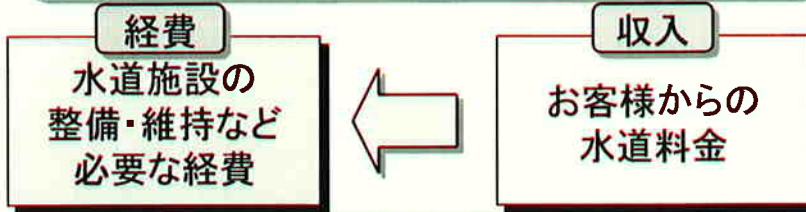
適正な水道料金

10

## 独立採算制の原則

地方公営企業法  
第17条の2第2項

経営に伴う経費は  
経営に伴う収入をもって充てなければならない



11

## 受益者負担の原則

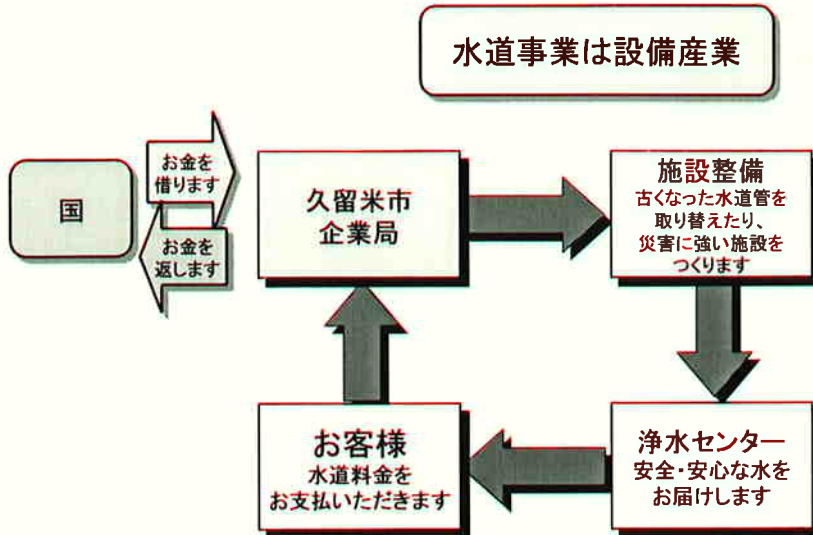
受益者負担  
の原則

サービスの提供を受けたものが  
サービスの度合いに応じて  
これに要する費用を負担する



12

## 独立採算制と受益者負担



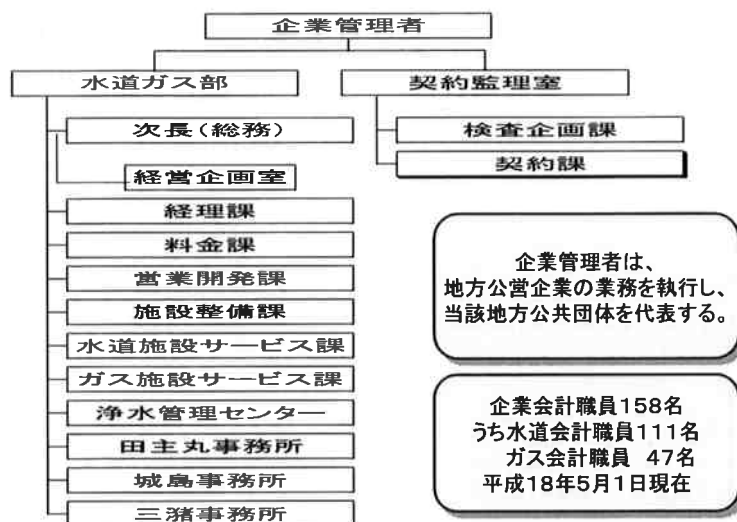
13

## 久留米市水道事業の沿革



14

## 久留米市企業局の組織



15

## 合併前の水道事業



16



## 合併協議会における調整内容

### 上水道事業計画について

- 城島町及び三瀨町の上水道事業については、久留米市に統合する。
- 北野町については、新市として三井水道企業団に加入し、その後のあり方については三井水道企業団と調整する。

### 料金体系について

- 料金体系については、現行の料金体系を継続し、合併後3年を目途に統一に向けた調整を行う。

平成17年合併

3年

平成20年

17

## 合併後の水道事業



18

# 水道料金の体系

## 水道料金の体系

### 用途別

家庭用、工業用など  
使用目的により  
異なる

### 口径別

使用する水道メーター  
の口径により異なる

### 単一体系

用途、口径に  
拘らず均一

## 水道料金の構成

### 定額制

使用水量の計量をしない  
何㎡使っても定額

### 従量制

使用水量の計量を前提、使用水量に応じた料金  
1㎡あたりいくら

**均一型**  
使用水量に対し同一単価  
どれだけ使っても  
1㎡あたり単価は同じ

**逓増型**  
使用水量の増大に対し  
高い単価を適用

### 一部料金制

定額制、従量制  
いずれかだけを採用

### 二部料金制

定額制、従量制を  
組み合わせて採用

# 久留米市の料金体系

	料金体系	料金構成	
		基本料金	従量料金
旧久留米地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 口径別</li> <li>● 二部料金制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本水量有り (13mm~25mmのみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 逓増型</li> </ul>
城島地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用途別</li> <li>● 二部料金制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本水量有り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 均一型</li> </ul>
三猪地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用途別</li> <li>● 二部料金制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本水量有り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 均一型</li> </ul>

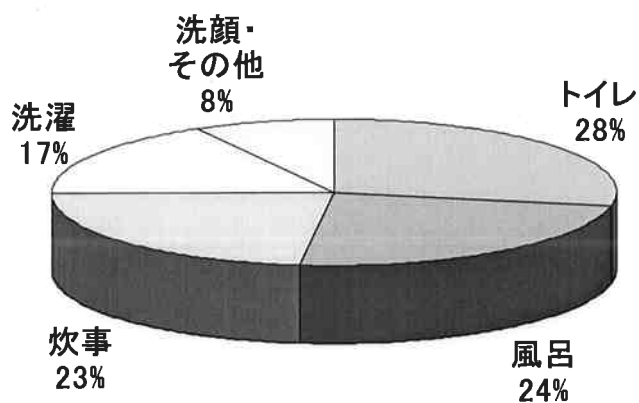
## 世帯人員別1か月あたり平均使用水量

世帯人員	使用水量(平成12年)	使用水量(平成15年)
1人	8.4m <sup>3</sup>	8.2m <sup>3</sup>
2人	16.8m <sup>3</sup>	16.3m <sup>3</sup>
3人	23.0m <sup>3</sup>	21.8m <sup>3</sup>
4人	27.6m <sup>3</sup>	26.8m <sup>3</sup>
5人	31.9m <sup>3</sup>	29.4m <sup>3</sup>
6人以上	40.1m <sup>3</sup>	37.2m <sup>3</sup>

東京都水道局生活用水実態調査

21

## 家庭での水の使われ方



平成14年東京都水道局  
一般家庭水使用目的別実態調査

22

## 家庭用料金比較(20m<sup>3</sup>/月)

	基本料金		従量料金 10m <sup>3</sup> 分		合計金額
旧久留米地区 口径13mm	750円 基本水量10m <sup>3</sup> 含む	+	150円 × 10m <sup>3</sup>	=	2,250円 2,362円(税込み)
旧久留米地区 口径20mm	1,200円 基本水量10m <sup>3</sup> 含む	+	150円 × 10m <sup>3</sup>	=	2,700円 2,835円(税込み)
城島地区 一般用	1,380円 基本水量10m <sup>3</sup> 含む	+	175円 × 10m <sup>3</sup>	=	3,130円(税込み)
三潯地区 一般用	1,440円 基本水量10m <sup>3</sup> 含む	+	180円 × 10m <sup>3</sup>	=	3,240円(税込み)

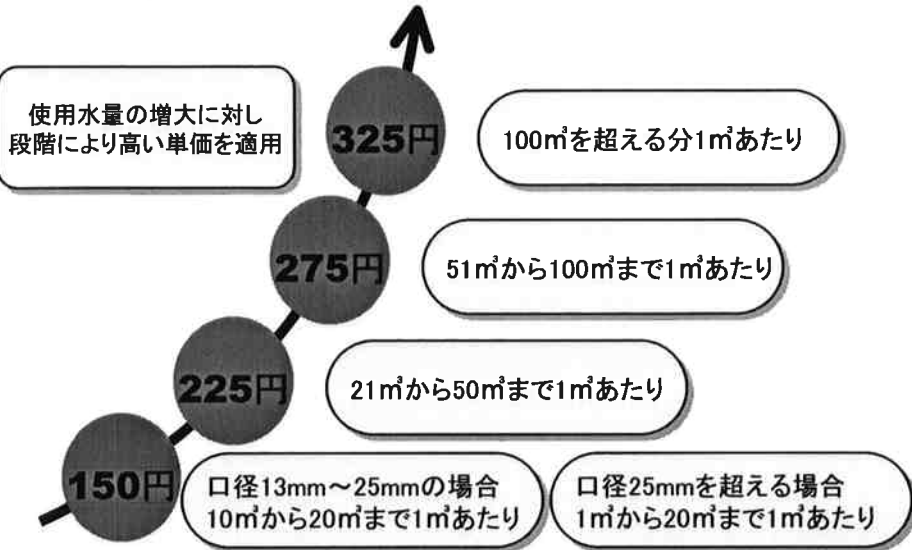
23

## 事業所用料金比較(500m<sup>3</sup>/月)

	基本料金		従量料金		合計金額
旧久留米地区 口径50mm	13,600円 基本水量なし	+	150円 × 20m <sup>3</sup> 225円 × 30m <sup>3</sup> 275円 × 50m <sup>3</sup> 325円 × 400m <sup>3</sup>	=	167,100円 175,455円 (税込み)
城島地区 一般用	1,380円 基本水量 8m <sup>3</sup> 含む	+	175円 × 492m <sup>3</sup>	=	87,480円 (税込み)
三潯地区 学校・工業用	18,000円 基本水量 100m <sup>3</sup> 含む	+	180円 × 400m <sup>3</sup>	=	90,000円 (税込み)

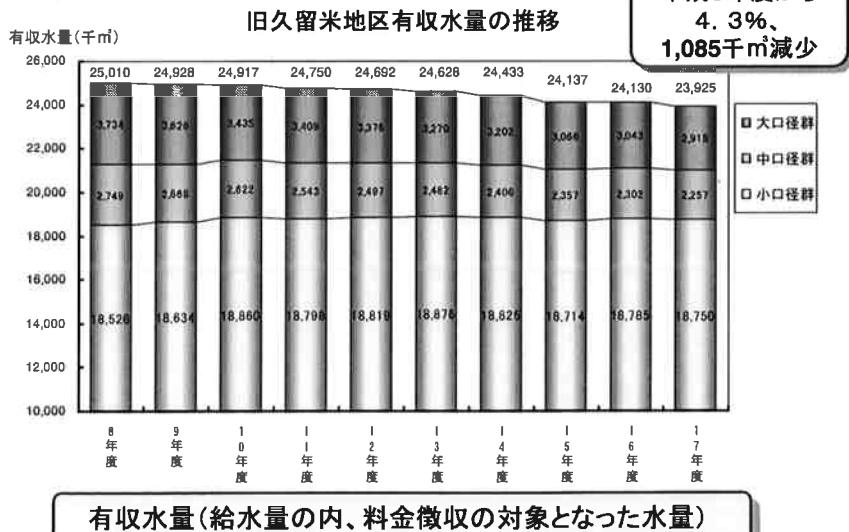
24

## 旧久留米地区の逦増型料金



25

## 水需要状況の変化

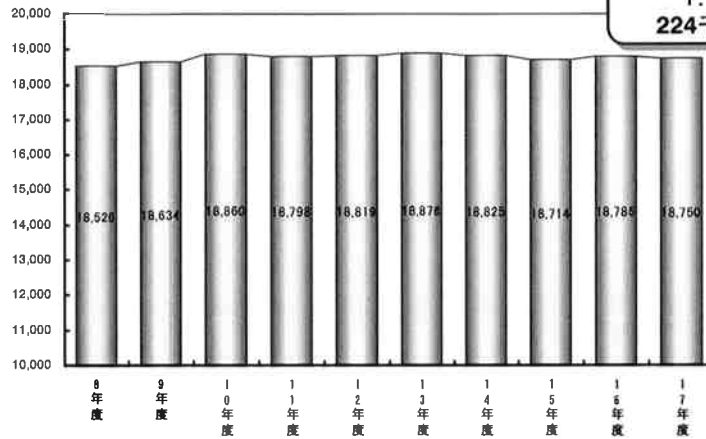


26

## 水需要状況の変化(小口径群)

旧久留米地区有収水量の推移

有収水量(千 $m^3$ )



平成8年度から  
1.2%、  
224千 $m^3$ 増加

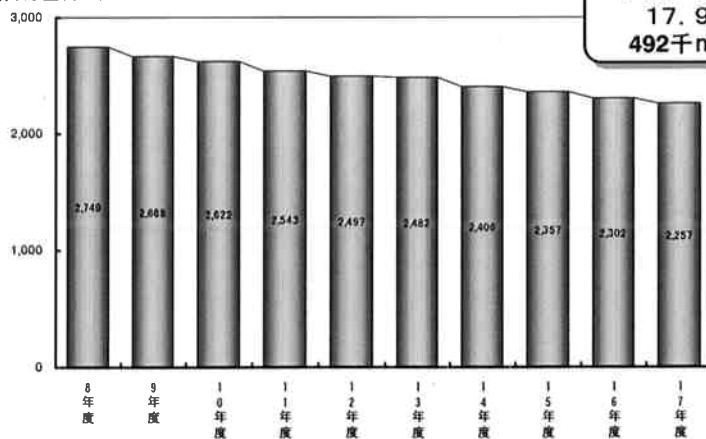
小口径群(メーター口径が13mm、20mm)

27

## 水需要状況の変化(中口径群)

旧久留米地区有収水量の推移

有収水量(千 $m^3$ )



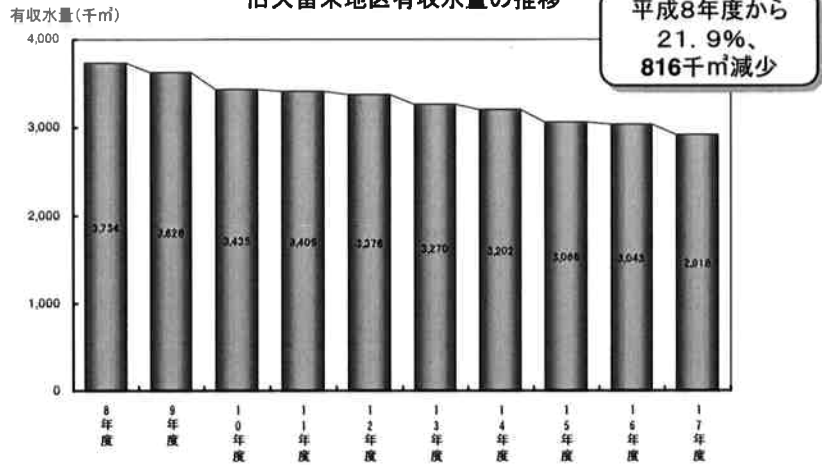
平成8年度から  
17.9%、  
492千 $m^3$ 減少

中口径群(メーター口径が25mm、40mm)

28

# 水需要状況の変化(大口径群)

旧久留米地区有収水量の推移



大口径群(メーター口径が50mm以上)

現行水道料金制度  
(平成元年最終改定)

水道事業の  
環境の変化

広域合併による  
料金統一の必要性

今後の望ましい水道料金制度

# 上水道事業計画

工事名	認可年月日 (届出年月日)	着工年月 竣工年月	総事業費 (千円)	計画給水量			計画給水 人口(人)	給水区域
				1人1日 平均 給水量 (ℓ)	1人1日 最大 給水量 (ℓ)	1日最大 給水量 (m <sup>3</sup> )		
創設	大正14年3月31日 内務省丘士第28号	昭和2年1月 昭和4年11月	1,798	110	150	15,000	100,000	市内全域並びに三井郡 御井町の一部
第一次拡張工事 (導水、浄水、送 水配水設備)	昭和29年5月11日 厚生省福衛第30号	昭和26年6月 昭和32年10月	191,268	180	250	36,000	144,000	市内一円(小森野、長門 石を除く)並びに城島水 道分水
第二次拡張工事 (配水管布設 75mm～250mm)	昭和35年10月19日 厚生省福衛第689号	昭和36年4月 昭和41年3月	293,396	220	280	40,000	144,000	市内一円未給水地区を 重点給水。北茂安、筑邦 に分水
第三次拡張工事 (導水、浄水、配 水設備)	昭和39年12月21日 厚生省収環第503号	昭和40年4月 昭和48年3月	1,948,425	293	419	93,000	212,000	市行政区域より善導寺、 大橋及び山間部の一部 を除く区域
第四次拡張工事 (受水施設、配水 管布設50mm～ 500mm)	昭和50年2月6日 厚生省環第84号	昭和50年4月 昭和56年3月	2,115,671	384	540	116,200	212,000	市行政区域より山間部の 一部を除く区域
浄水場改築事業 (導水、浄水、配 水施設)	昭和57年3月31日 厚生省環第221号	昭和57年4月 昭和61年3月	7,577,000	392	534	118,200	219,300	市行政区域より山間部の 一部を除く区域
第五次拡張工事 (受水施設、配水 施設)	昭和59年5月8日 厚生省環第277号	昭和59年5月 平成2年3月	4,968,000	394	539	126,800	233,400	市行政区域より山間部の 一部を除く区域
施設整備事業 (基幹施設整備)	平成12年7月27日 厚生省収生衛第791 号	平成12年9月 平成27年3月	11,961,180	398	517	135,800	262,500	市行政区域より山間部の 一部を除く区域及び八女 郡広川町大字藤田の一 部
	平成17年1月15日 事業変更届	平成12年9月 平成27年3月	14,252,420	383	498	145,800	293,000	市行政区域(田主丸、北 野、三瀧の一部及び山 間部の一部を除く)及び 八女郡広川町大字藤田 の一部



## 事務分掌

### 水道ガス部

#### 総務

- (1) 部の総合調整に関すること。
- (2) 部に属する予算及び事業に関する事務の総括に関すること。
- (3) 部に属する情報の公開に関すること。
- (4) 部に属する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に関すること。
- (5) 職員の任免、分限、懲戒その他身分に関すること。
- (6) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (7) 職員研修の総括に関すること。
- (8) 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- (9) 職員の公務災害補償に関すること。
- (10) 公印に関すること。
- (11) 条例及び規程に関すること。
- (12) 庁舎の管理に関すること。
- (13) 簡易水道の総合調整に関すること。
- (14) 部に属する公益通報者保護に関すること(外部の労働者からの通報に限る。)

#### 経営企画室

- (1) 部の総合企画に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 事務改善の企画指導に関すること。
- (4) 電子計算の運用及び管理に関すること。
- (5) 統計調査に関すること。

#### 経理課

- (1) 決算に関すること。
- (2) 資金計画及び運用に関すること。
- (3) 収入及び支出に関すること。
- (4) 企業債に関すること。
- (5) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (6) 物品の購入(契約監理室契約課購入物品に係るものを除く。)、出納、保管、修理及び処分(売却によるものを除く。))に関すること。
- (7) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 簡易水道の会計処理に関すること。

#### 料金課

- (1) 使用の開始、中止及び廃止並びに異動の承認等の受付に関すること。
- (2) 料金及びその他収入金の調定及び還付金に関すること。
- (3) 料金及びその他収入金の収納及び消し込みに関すること。
- (4) 滞納処分及び欠損処分に関すること。
- (5) 料金等の収納事務の委託に関すること。
- (6) メーターの検針に関すること。
- (7) 使用量の認定に関すること。
- (8) メーター整備作業の計画及び施行に関すること。
- (9) 開閉栓作業に関すること。
- (10) 下水道使用料の算定及び徴収に関すること。
- (11) 簡易水道使用料その他の手数料の収納に関すること。

### 営業開発課

- (1) 需要開発に関すること。
- (2) 消費機器の機種決定及び販売に関すること。
- (3) ガス器具販売指定店に関すること。
- (4) 特別展等の企画実施に関すること。

### 施設整備課

- (1) 工事に係る基本計画に関すること。
- (2) 技術調整に関すること。
- (3) 技術教育計画及び図面管理に関すること。
- (4) 道路、河川及び鉄道の占用継続に関すること。
- (5) 施設及び工作物の拡張及び整備事業に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (6) 施設及び工作物の改良に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (7) 指定工事店に関すること。
- (8) 老朽配水管の布設替に関すること。
- (9) 老朽給水管(鉛管)の更新に関すること。
- (10) ガス導管更新に関すること。
- (11) 老朽供給管更新に関すること。
- (12) 簡易水道の整備計画及び整備事業に関すること。

### 水道施設サービス課

- (1) 装置の受付、調査及び整備に関すること。
- (2) 装置工事の設計、審査、施行及び監督に関すること。
- (3) 装置台帳の整備管理に関すること。
- (4) 貯水槽に関すること。
- (5) 配水管及び附属設備の維持管理並びに附帯作業に関すること。
- (6) 漏水防止調査及び実施に関すること。
- (7) 工事中機器の運用及び整備に関すること。

### ガス施設サービス課

- (1) 装置の受付、調査及び整備に関すること。
- (2) 装置工事の設計、審査、施行及び監督に関すること。
- (3) 需要家台帳の整備管理に関すること。
- (4) 供給施設の維持管理及び保安に関すること。
- (5) 液化石油ガスの供給販売に関すること。
- (6) 消費機器、内管調査及びガス安全使用の周知に関すること。
- (7) 器具の修理、調整及び改造に関すること。
- (8) 保安機器の普及及び維持管理に関すること。

### 浄水管理センター

- (1) 取水、導水、浄水、配水及び受水の水量及び水圧の調整並びに水質の監視に関すること。
- (2) 給水量の調整に関すること。
- (3) 排水処理施設の運転及び監視に関すること。
- (4) 取水、導水、浄水、配水の施設及び設備並びに管理用地に関すること。
- (5) 水質検査の計画及び実施に関すること。
- (6) 水質の調査及び研究に関すること。

### 田主丸事務所

- (1) 簡易水道事業の連絡調整に関すること。
- (2) 簡易水道事業設備の維持管理及び附帯作業に関すること。

### 城島事務所

- (1) 使用の開始、中止及び廃止並びに異動の承認等の受付に関すること。
- (2) 料金及びその他の収入金の収納に関すること。
- (3) 滞納処分に関すること。
- (4) メーターの検針に関すること。
- (5) 開閉栓作業に関すること。
- (6) 施設及び工作物の工事の監督に関すること。
- (7) 装置工事の監督及び検査に関すること。
- (8) 配水管及び附帯設備の維持管理並びに附帯作業に関すること。
- (9) 配水施設に関すること。

### 三渚事務所

- (1) 使用の開始、中止及び廃止並びに異動の承認等の受付に関すること。
- (2) 料金及びその他の収入金の収納に関すること。
- (3) 滞納処分に関すること。
- (4) メーターの検針に関すること。
- (5) 開閉栓作業に関すること。
- (6) 施設及び工作物の工事の監督に関すること。
- (7) 装置工事の監督及び検査に関すること。
- (8) 配水管及び附帯設備の維持管理並びに附帯作業に関すること。
- (9) 配水施設に関すること。

### 契約監理室

#### 契約課

- (1) 工事請負の契約に関すること。
- (2) 測量、設計、地質調査及び補償コンサルタントに係る委託の契約に関すること。
- (3) 物品の購入、検査及び処分(売却によるものに限る。))に関すること。
- (4) 入札参加者の資格審査及び登録に関すること。
- (5) 契約事務の統轄に関すること。
- (6) 室に属する情報の公開に関すること。
- (7) 室に属する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に関すること。

#### 検査企画課

- (1) 工事の検査に関すること。
- (2) 測量、設計、地質調査及び補償コンサルタントに係る委託の検査に関すること。
- (3) 検査事務の統轄に関すること。

## 水道料金表

【 久留米地区（税抜料金表） 】

（ ）内は、税込額

種別	口径	基本料金 (1月につき)	従量料金(1月につき)	
口径別	13mm	10m <sup>3</sup> まで 750 (787.5) 円	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 150 (167.50) 円
	20mm	10m <sup>3</sup> まで 1,200 (1,260) 円	20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 225 (236.25) 円
			50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 275 (288.75) 円
	25mm	10m <sup>3</sup> まで 2,480 (2,604) 円	100m <sup>3</sup> を超える分	1m <sup>3</sup> につき 325 (341.25) 円
	40mm	6,000 (6,300) 円	20m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 150 (167.50) 円
	50mm	13,600 (14,280) 円		
	75mm	32,000 (33,600) 円		
	100mm	62,500 (65,625) 円		
	150mm	124,000 (130,200) 円		
	200mm	270,000 (283,500) 円		
250mm 以上	313,000 (328,650) 円	100m <sup>3</sup> を超える分	1m <sup>3</sup> につき 325 (341.25) 円	
分水用	管理者が別に定める額			
私設消火栓演習用	消火栓 1 個につき 1 回 5 分までごとに 1,300 (1,365) 円			

【 城島地区（税込料金表） 】

(1) 専用給水装置

用途		基本料金 (1月につき)		超過料金 (1月につき)
		水量	料金	1m <sup>3</sup> につき
一般用	口径 13mm 及び 20mm	10m <sup>3</sup> まで	1,380 円	175 円
	上記以外	8m <sup>3</sup> まで	1,380 円	175 円
学校用		50m <sup>3</sup> まで	8,600 円	175 円
公民分館用		2m <sup>3</sup> まで	340 円	175 円

(2) 共用給水装置一世帯につき

用途	基本料金(1月につき)		超過料金 (1月につき)
	水量	料金	1m <sup>3</sup> につき
共用栓	6m <sup>3</sup> まで	1,040 円	175 円

(3) 私設消火栓

私設消火栓を演習用に使用したときの料金は、1の消火栓につき1回5分までごとに1,300円とする。

【 三落地区（税込料金表） 】

種別	用途		基本料金(1月につき)		超過料金 (1月につき)
			水量	料金	1m <sup>3</sup> につき
専用	一般用	口径 13mm 及び 20mm	10m <sup>3</sup> まで	1,440 円	180 円
		上記以外	8m <sup>3</sup> まで	1,440 円	180 円
	官公署・病院用		15m <sup>3</sup> まで	2,700 円	180 円
	学校・工業用		100m <sup>3</sup> まで	18,000 円	180 円
	公民分館用		2m <sup>3</sup> まで	360 円	180 円
共用	1世帯につき		4m <sup>3</sup> まで	720 円	180 円
私設消火栓演習用			消火栓 1 個 1 回 5 分までごと		1,300 円